

一般の中小企業退職金共済制度における 今後の付加退職金の取扱いについて

平成28年2月23日
厚生労働省労働基準局

付加退職金の概要

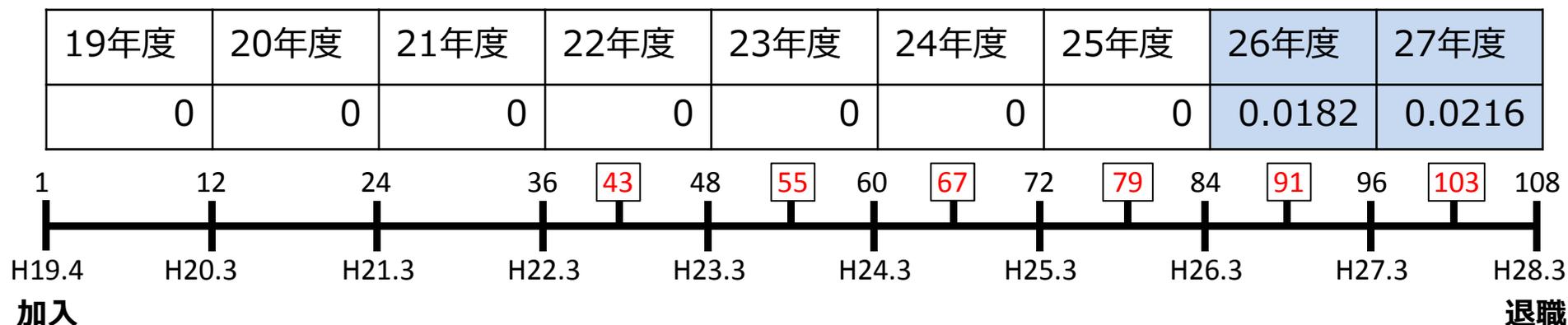
- 退職金の額は、あらかじめ額の確定している「基本退職金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加退職金」の合計額として算定。
- 付加退職金は、運用収入等の状況に応じて基本退職金に上乗せされるものであり、金利の変動に弾力的に対応することを目的として、平成3年度に導入。

	支給対象	概要
基本退職金	すべての被共済者	<ul style="list-style-type: none"> ○掛金月額と掛金納付月数に応じて、あらかじめ定められた金額。 ○予定運用利回り年1%として設計。
付加退職金	掛金納付月数が43月以上の被共済者	<ul style="list-style-type: none"> ○実際の運用収入の状況等に応じて基本退職金に上乗せされる金額。 ○計算月※において、その時点の基本退職金額にその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで合計した金額。 ○付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、運用収入の見込額等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{支給率} = \frac{\text{運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき額 (利益見込額の2分の1を基本)}}{\text{掛金納付月数が43月以上の被共済者が当該年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計}}$ </div> <p style="text-align: right;">※43月目とその後12ヶ月ごとの月</p>

参考：付加退職金の計算例

- 平成19年4月に掛金月額10,000円で加入し、平成28年3月（加入108月）で退職した場合における退職金額は以下のとおり。（掛金増額や過去勤務はないと仮定）

※ 各年度の付加退職金支給率は以下の表のとおり。



$$\begin{aligned}
 \text{付加退職金額} &= (\text{加入 } 91\text{月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{ } 91\text{月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔26年度分〕} \\
 &+ (\text{加入 } 103\text{月目で退職した時の基本退職金}) \times (\text{ } 103\text{月目が属する年度の付加退職金支給率}) \text{〔27年度分〕} \\
 &= 944,500 \times 0.0182 + 1,076,800 \times 0.0216 \\
 &= 17,190 + 23,259 \\
 &= 40,449
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{退職金額} &= \text{基本退職金（掛金納付月数108月）} + \text{付加退職金} \\
 &= 1,132,300 + 40,449 \\
 &= \underline{1,172,749 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

現 状

□ 現在の付加退職金の支給ルールは、平成29年度末までを目途に剰余金として3,500億円（平成29年度末時点の責任準備金推定値の9%）を積み立てることを目標に構築。

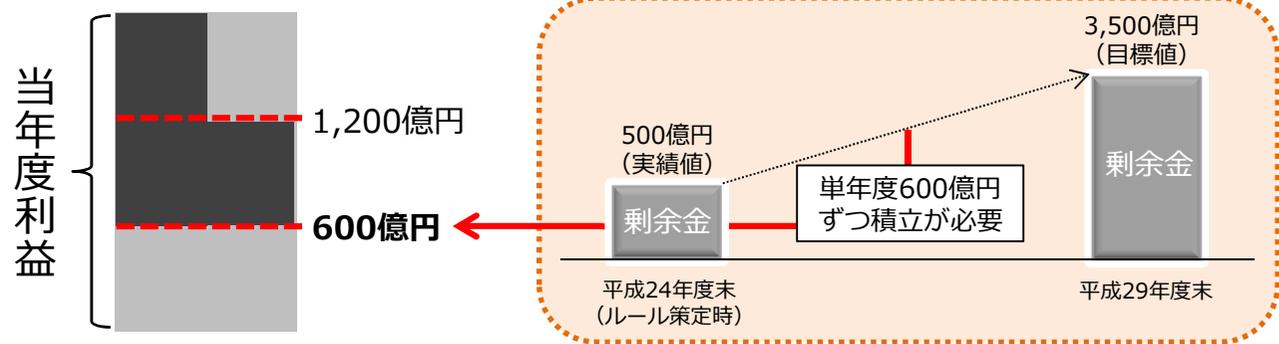
※「一般の中小企業退職共済制度における今後の付加退職金の取扱いについて」（平成26年3月中退部会）で取りまとめ

□ 平成26年度末時点で、約3,800億円（責任準備金の9.2%）の剰余金が積み立てられたことを踏まえ、今後の対応を検討。

現在の取扱い

- ・ 当年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる
- ・ ただし、600億円は優先して剰余の積立てに充てる

■ … 付加退職金に充てる部分
■ … 剰余の積立てに充てる部分

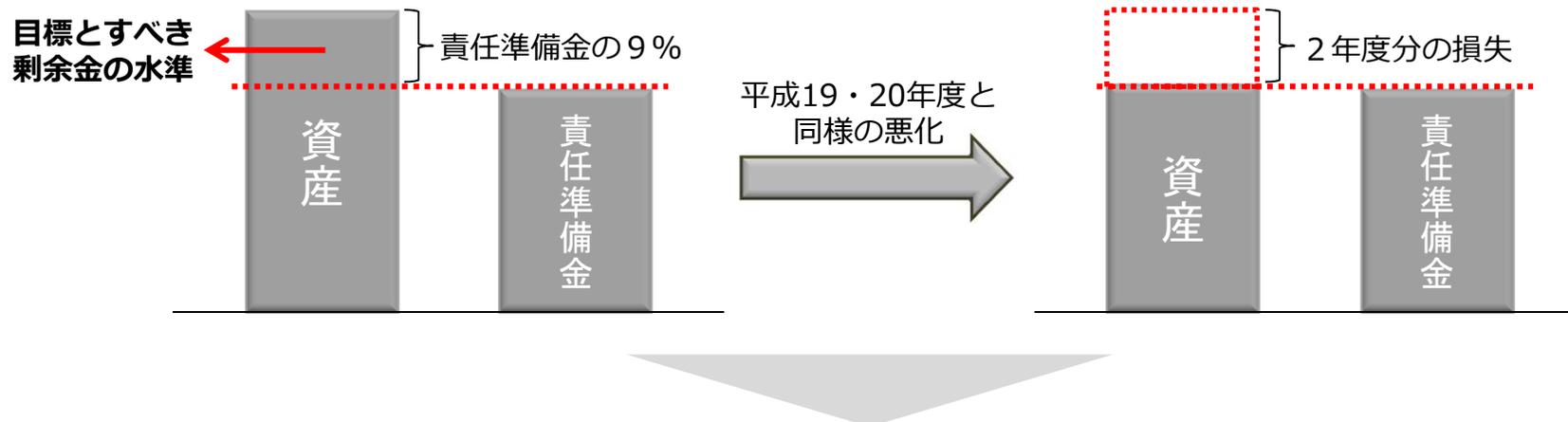


現状

- ◆ 現行ルールの対象期間である平成29年度末よりも前の時点である平成26年度末で、剰余金が目標を上回る3,800億円（責任準備金の9.2%）に到達。
- ◆ 利益のうち600億円を優先して剰余の積立てに充てる取扱いも含めて、改めて付加退職金の支給の考え方について議論。

目標とすべき剰余金の水準

- 現在の剰余金の目標水準である「責任準備金の9%」は、平成19・20年度と同様の金融情勢の悪化の下でも累積欠損金が発生しない水準として設定。
- この水準の設定当時（平成26年3月）以降、金融市場構造の大幅な変化は確認されていないことから、当面のところ、剰余金の目標水準として維持することが適当ではないか。



この水準の設定当時（平成26年3月）以降、金融市場構造の大幅な変化は確認されていないことから、当面のところ、目標とすべき剰余金の水準として維持。（ただし以下に留意）

留意事項

- ・ 将来発生する金融情勢の悪化は、過去の経験値の範囲内に収まるとは限らないこと
- ・ 金利の継続的な低下などの運用環境の変化に伴い、基本ポートフォリオがリスクを増やす方向で見直された場合は、目標水準も引き上がる可能性があること

検討に当たっての視点

1. 制度の特性を踏まえた財政基盤の確保

- ◆ **中退共制度は、累積欠損が発生しても掛金等の追加拠出により補填を行う仕組みがなく、過去の納付期間に係る退職金を減額することも困難な制度。**
運用で生じた損失は、将来の運用利益によってしか回復できない。

※ 仮にある年度で生じた運用利益をその年度に全て付加退職金として支給すると、その後運用損失が生じた場合に累積剰余金を必要水準まで回復させることが困難になる可能性がある。（機構の損益金の実績は、次頁参照）

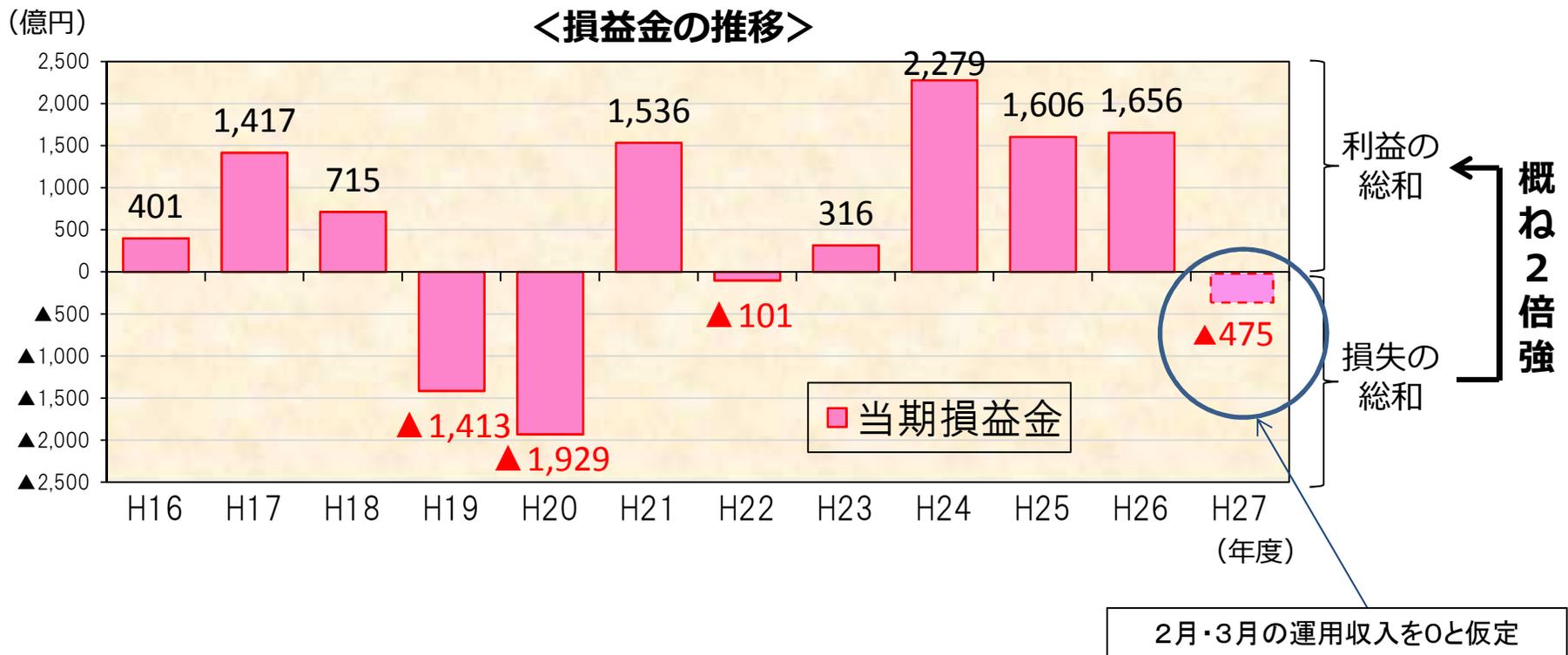
2. 付加退職金の趣旨を踏まえた給付の安定性への配慮

- ◆ **単年度に生じた運用利益をその時点の被共済者に還元する**という付加退職金の趣旨を踏まえ、利益が生じた年度において、できる限り付加退職金が支給されるよう配慮する必要。

※ 運用実績は年度ごとに変動することから、たまたま生じた好況時の運用利益をその年度に全て付加退職金として支給すると、その後不況時に運用損失が生じて累積剰余金が低下した場合、不況後に運用利益が上がっても付加退職金に分配しにくくなる。

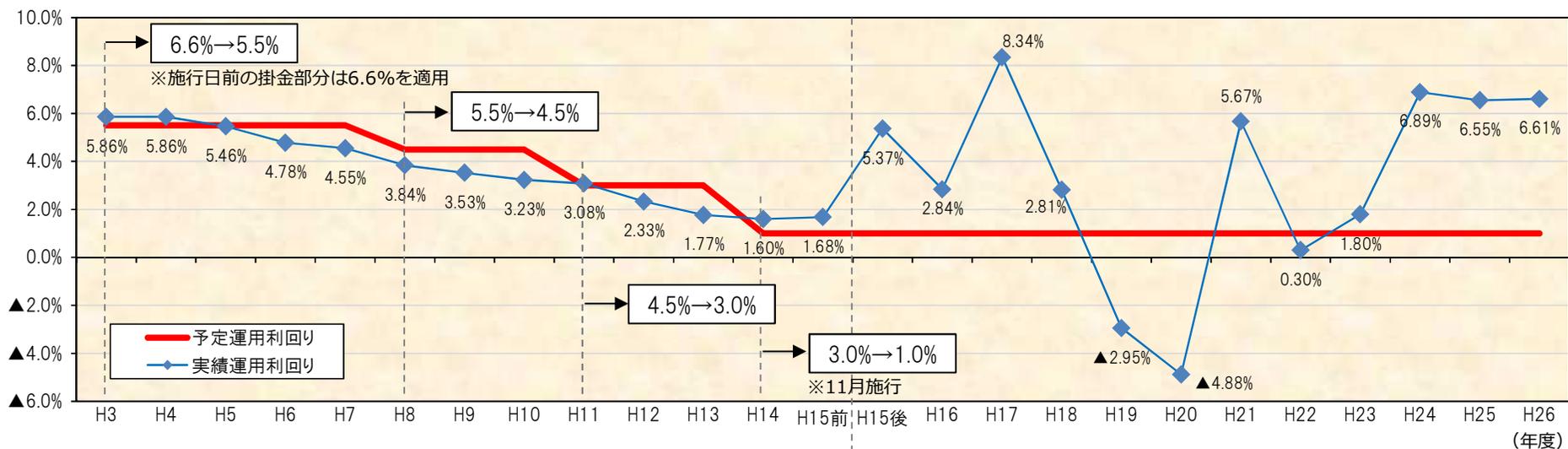
参考：機構の損益金の推移

- 時価会計が導入された平成16年度以降、平成27年度の見込みまでの損益金の推移をみると、この期間を通しての**利益の総額は、損失の総額の概ね2倍強**。
- この場合、仮に利益の概ね2分の1を付加退職金の支給に充てても、累積剰余金の積立水準は維持されることとなる。

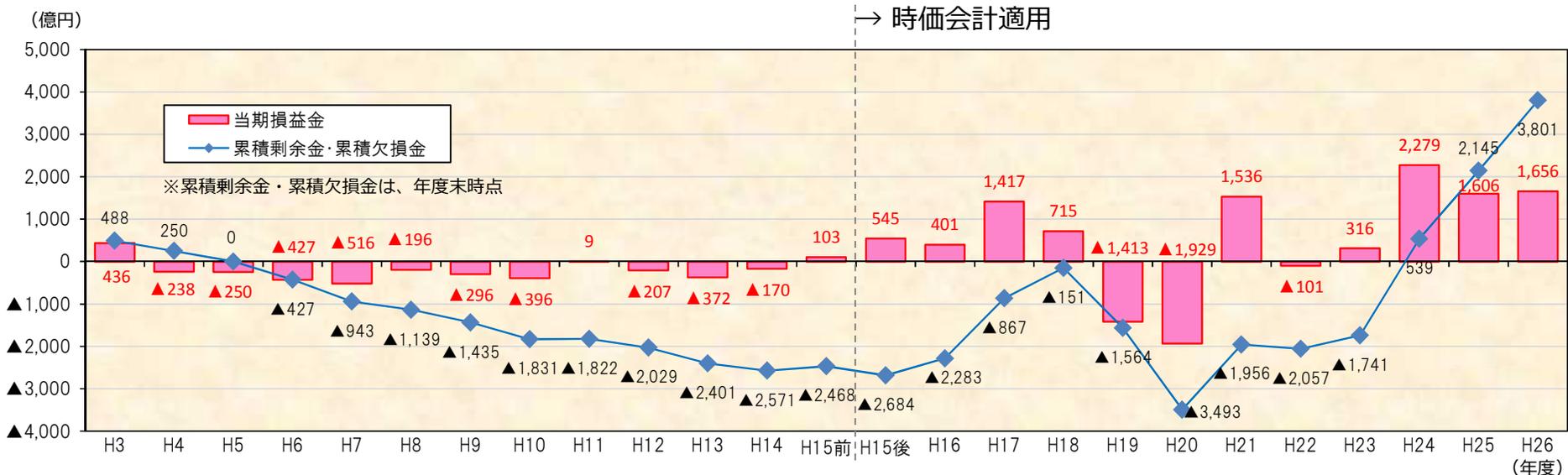


参考：付加退職金創設以後の財政状況等の推移

【予定運用利回りと実績運用利回りの推移】



【当期損益金と累積剰余金・累積欠損金の推移】



当面の付加退職金の支給の考え方（案）

1. 資産運用結果が金融環境により変動し、将来の金融情勢をあらかじめ見通すことが困難な状況下においても、財政基盤の確保を図りつつ、運用利益を被共済者へ還元するため、**当年度利益見込額の2分の1**を付加退職金に充てることを基本とすることとしてはどうか。
2. ただし、**前年度末における累積剰余金の額が、当年度末における責任準備金の見込額の9%を下回る場合**は、財政基盤の確保を重視し、「一般の中小企業退職共済制度における今後の付加退職金の取扱いについて」（平成26年3月）においてとりまとめられた取扱いと同様、以下のとおりとすることとしてはどうか。
 - ・ 利益の見込額が**単年度目標額（600億円）の2倍に相当する額を下回る**ときは、当該見込額のうち、**単年度目標額までは優先して剰余金として積み立て、単年度目標額を控除した残額を付加退職金に充てる。**
 - ・ 利益の見込額が**単年度目標額（600億円）の2倍に相当する額を上回る**ときは、**当該見込額の2分の1を剰余金として積み立て、残りの2分の1を付加退職金に充てる。**
3. 上記1及び2の取扱いについては、今後の剰余金の積立状況、資産運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することとしてはどうか。